

一、最新中国法令

● 国家市场监督管理总局关于发布《广告引证内容执法指南》的公告

【发布单位】国家市场监督管理总局
【发布文号】国家市场监督管理总局公告 2026 年第 20 号
【发布日期】2026-06-12
【内容提要】广告引证内容，是指在广告中引用广告主以外的自然人、法人或者其他组织生成、制作，并且与广告主所推销的商品或者服务有关的数据、统计资料、调查结果、文摘、引用语等内容。

- 广告引证内容应当真实、准确、合法，不得引用虚构、伪造或者无法验证的内容，不得欺骗、误导消费者。
- 广告主应当对引证内容等全部广告内容的真实性、准确性、合法性负责，并依法承担举证责任。
- 通过文字、图片、音频、视频等方式表明广告引证内容出处、适用范围、有效期限等的，其文字的字体、字号、颜色等应当满足一般公众在正常情况下能够清晰识别的要求，其语音应当与广告的其他内容保持同等语速、语调及清晰度。
- 引证广告中含有商品的性能、功能、用途、规格、有效期限、优惠条件等内容的，不得利用减小字号、改变字体、使用与背景相近颜色文字等可能使消费者难以辨明的方式，对商品的性能、功能、用途、规格、有效期限、优惠条件等进行限缩，或者作出不符合科学常识、不利于消费者的解释或者说明。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxqk/fdzdgknr/gqjgs/art/2026/art_8962fc1e4eb44a87b93d265af43b6940.html

● 自然资源部办公厅等五部门关于做好企业购置不动产转移登记“高效办成一件事”的通知

【发布单位】自然资源部办公厅等五部门
【发布文号】自然资办函〔2026〕919号
【发布日期】2026-06-10
【内容提要】根据该通知：

一、最新中国法令

● 「広告における引用内容に関する法執行ガイドライン」公布の国家市场监督管理总局による公告

【発布機関】国家市場監督管理総局
【発布番号】国家市場監督管理総局公告 2026 年第 20 号
【発布日】2026-06-12

【概要】「広告における引用内容」とは、広告において、広告主以外の自然人、法人又はその他の組織が作成・生成し、かつ広告主が販売促進する商品又はサービスに関連するデータ、統計資料、調査結果、要約、引用語などの内容を指す。

- 広告における引用内容は、真実かつ正確、適法でなければならず、架空・偽造した又は実証不可能な内容を引用してはならず、消費者を欺き又は誤解を招くような内容であってはならない。
- 広告主は、引用内容などを含む広告全体の真実性、正確性、適法性に責任を負い、法に依拠し立証責任を負わなければならない。
- 文字、画像、音声、動画等の形式で、広告における引用内容の出典、適用範囲、有効期限などを表示する場合、文字のフォント・大きさ・色などは、一般大衆が通常の状態では明確に識別できるものなければならない。その音声については、広告における他の部分と同等の読み上げ速度、トーン及び明瞭度を維持しなければならない。
- 引用広告に商品の性能、機能、用途、規格、有効期限、優遇条件等が含まれる場合、文字サイズの縮小、フォントの変更、背景と類似した色の文字使用など、消費者が判別困難となるような手法を用いて、これらの内容を限定したり、又は科学的常識に反しており、消費者の利益を一時的に害するような解釈・説明を加えてはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxqk/fdzdgknr/gqjgs/art/2026/art_8962fc1e4eb44a87b93d265af43b6940.html

● 企業による不動産購入時の移転登記手続きに係る「複数の手続き効率化」推進に関する自然资源部办公厅など 5 部門による通知

【発布機関】自然資源部办公厅など 5 つの部門
【発布番号】自然資办函〔2026〕919号
【発布日】2026-06-10
【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 企业购置不动产涉及的转移登记、抵押登记、申报纳税、贷款办理纳入“一件事”范畴，要求实行一窗办理、集成服务、同市同标，精简共性材料并一次提交。
- 推进登记与税务、金融协同，一般性业务即时办结，原则上完税后 1 个工作日内完成登记。
- 深化“带押过户”及跨行抵押权转移、变更。
- 推动信息共享、全程网办、跨省通办和电子证照应用，并完善不动产登记信息在线查询与可视化查询。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://qi.mnr.gov.cn/202606/t20260610_2931598.html

- 企業による不動産購入に係る移転登記、抵当権設定登記、納税申告、融資手続きを「ワンストップ」適用範囲に組み入れ、ワンストップ窓口を実行する（複数の手続きの集約化、同一都市内における手続き運用ルールの統一、部門間で重複している申請資料の簡素化、ワンストップ推進）。
- 登記部門、税務部門、金融機関間の連携を推進する。一般的な事項については、その場で完結できるようにし、原則的には、納税完了後 1 営業日以内に登記手続きを完了させる。
- 「抵当権付き不動産の名義変更」及び異なる金融機関間の抵当権の移転・変更を可能とする体制の整備を進める。
- 情報共有、手続きの完全オンライン化、省をまたぐ手続きのワンストップ化、電子証明書の活用を推進し、不動産登記情報のオンライン照会機能及び可視化照会機能を使えるようにする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://qi.mnr.gov.cn/202606/t20260610_2931598.html

● [海关总署关于规范车床、铣床、磨床等相关物项出口申报的公告, 关于规范无人机及相关物项出口申报的公告](#)

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署公告 2026 年第 77 号、第 78 号
 【发布日期】2026-06
 【实施日期】2026-06-30
 【法令全文】请点击以下网址查看：
 关于规范车床、铣床、磨床等相关物项出口申报的公告
http://www.customs.gov.cn/customs/2026-06/09/article_2026060908394727230.html
 关于规范无人机及相关物项出口申报的公告
http://www.customs.gov.cn/customs/2026-06/10/article_2026061008235713068.html

● [交通运输部发布《公共航空运输企业经营许可规定》](#)

【发布单位】交通运输部
 【发布文号】交通运输部令 2026 年第 10 号
 【发布日期】2026-06-11
 【实施日期】2026-07-01
 【内容提要】根据该规定：

- 公共航空运输企业，是指以营利为目的，使用中国民用航空局规定的民用航空器从事运送旅客、行李、邮件或者货物的民用航空活动的企业法人。

● [旋盤、フライス盤、研削盤などの品目の輸出申告に関する税関総署による公告、ドローン及び関連品目の輸出申告に関する公告](#)

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署公告 2026 年第 77 号、第 78 号
 【発布日】2026-06
 【実施日】2026-06-30
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 旋盤、フライス盤、研削盤などの品目の輸出申告適正化に関する公告
http://www.customs.gov.cn/customs/2026-06/09/article_2026060908394727230.html
 ドローン及び関連品目の輸出申告に関する公告
http://www.customs.gov.cn/customs/2026-06/10/article_2026061008235713068.html

● [交通運輸部が「公共航空運送企業經營許可規定」を公布](#)

【発布機関】交通運輸部
 【発布番号】交通運輸部令 2026 年第 10 号
 【発布日】2026-06-11
 【実施日】2026-07-01
 【概要】本規定によると、以下の通りである。

- 公共航空運送企業とは、営利を目的とし、中国民間航空局指定の民間航空機を使用して旅客、荷物、郵便物又は貨物の輸送を行う民間航空事業を営む企業法人をいう。

- 外商投资公共航空运输企业的经营许可，除适用本规定外，还应当符合国家有关法律、行政法规和规章的规定。
- 公共航空运输企业经营许可的申请条件包括企业法人资格、法定代表人为中国公民、适配航空器和人员、控股股东及实控人近3年无重大违法违规、实缴注册资本不低于规定金额（旅客、行李运输：6亿元；货物、邮件运输：4亿元）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/fgs/202606/t20260611_4207337.html

- [上海市商务委员会等七部门和单位关于印发《上海口岸2026年促进跨境贸易便利化专项行动若干措施》的通知](#)

【发布单位】上海市商务委员会

【发布文号】沪商自贸〔2026〕154号

【发布日期】2026-06-12

【内容提要】该通知提出优化首发进口消费品检验便利化试点、优化海运跨境运输服务、推进物流单证数字化、加大对“经认证的经营者”（AEO）企业的支持力度、推进服务贸易企业和数据差别化管理、提高跨境贸易人民币结算便利化水平等若干措施。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://swwww.sh.gov.cn/zwgkqfqtzcwj/20260612/52bd94a59dac45dca4fe272b397f8af4.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、里兆解读

- 外国投資者が投資する公共航空運送企業の経営許可については、本規定を適用するほか、さらに国の関連する法律、行政法規及び規則の規定にも適合していなければならない。
- 公共航空運送企業の経営許可の申請条件には、企業法人としての資格、法定代表人が中国公民であること、業務に適した航空機と従業員を有すること、支配株主及び実質的支配者に直近3年間重大な違反がないこと、払込資本金が規定の金額（旅客、荷物輸送：6億元。貨物・郵便物の輸送：4億元）を下回らないなどの内容が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/fgs/202606/t20260611_4207337.html

- [「上海通関地2026年クロスボーダー貿易円滑化促進特別活動に関する若干措置」公布に関する上海市商務委員会など7部門・組織による通知](#)

【発布機関】上海市商務委員会

【発布番号】滬商自贸〔2026〕154号

【発布日】2026-06-12

【概要】本通知では、国内初の輸入消費財に係る検査円滑化の試行運用の最適化、海上越境輸送サービスの改善、物流関連書類のデジタル化推進、AEO（認定事業者）認定企業に対する支援拡充、サービス貿易企業およびデータに対する差異化管理の推進、クロスボーダー貿易における人民元建て決済の利便性向上などの施策を打ち出している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://swwww.sh.gov.cn/zwgkqfqtzcwj/20260612/52bd94a59dac45dca4fe272b397f8af4.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解説

● 《禁止垄断协议规定》修订解读

自 2022 年《中华人民共和国反垄断法》(“反垄断法”)修订以来,配套规章制度的落地成为完善我国反垄断法律制度体系的关键。2025 年 12 月 19 日,国家市场监督管理总局公布了《关于修改〈禁止垄断协议规定〉的决定》(“决定”),对 2023 年 03 月公布、04 月 15 日施行的《禁止垄断协议规定》(“规定”)进行了修订。修订后的《规定》已于 2026 年 02 月 01 日起正式施行。此次修订的核心,是将此前《反垄断法》停留在原则层面的安全港制度全面落地,不仅明确了差异化的量化适用标准,更补齐了配套申请审查程序、增设了实质审查兜底机制、预留了特殊行业规则空间,推动纵向垄断协议监管从粗放式红线管控向精细化竞争分析转型。下文将围绕《禁止垄断协议规定》的修订内容与亮点进行分析。

一、亮点解读

亮点一:明确纵向垄断协议安全港规则的量化标准

本次修订最受关注的亮点是首次对“纵向垄断协议安全港规则”明确了量化标准。纵向垄断协议是指经营者与上下游交易相对人之间达成的,具有排除、限制竞争效果的协议、决定或者其他协同行为。具体是指《反垄断法》第十八条第一款规定下列垄断协议:

- (一) 固定向第三人转售商品的价格;
- (二) 限定向第三人转售商品的最低价格;
- (三) 国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议。

其中,第(一)(二)类由于涉及限制转售价格竞争,被归类于“纵向价格限制协议”,其他不直接限制转售价格竞争的协议通常归于“纵向非价格限制协议”。安全港规则,指经营者在符合法定条件下,其与交易相对人达成的纵向垄断协议不予禁止。这是 2022 年修订的《反垄断法》第十八条新增(第三款)规定的重要制度安排“经营者能够证明其在相关市场的市场份额低于国务院反垄断执法机构规定的标准,并符合国务院反垄断执法机构规定的其他条件的,不予禁止”。由于该规定缺乏具体适用标准,2025 年修订的《规定》第 17 条进一步对该规则进行了量化,根据纵向垄断协议的类型,设置了差异化的适用条件:

- **纵向价格限制协议:** 此类协议(如固定转售价、限定最低转售价)对市场竞争风险相对较高,其安全港标准相对严格,经营者需证明在协议期间同时符合下列

● 「独占協定禁止規定」の改正に関する考察

2022 年に「中華人民共和國独占禁止法」(「独占禁止法」)が改正されて以来、関連規則制度の実施が中国の独占禁止法律制度体系を整備する鍵となっている。2025 年 12 月 19 日、国家市場監督管理総局は「『独占協定禁止規定』の改正に関する決定」(「決定」)を公布し、2023 年 3 月公布、4 月 15 日施行の「独占協定禁止規定」(「規定」)を改正した。改正された「規定」は 2026 年 2 月 1 日から正式に施行された。今回の改正の核心は、これまでの「独占禁止法」が原則的なレベルにとどまっていたセーフハーバー制度を全面的に具現化しており、差異化した定量的な適用基準を明確化しただけでなく、付帯申請審査手続きを一層補完し、実質審査には漏れを防いですべてをカバーする包括的メカニズムを追加し、業界固有のルールの余地を確保し、垂直的独占協定に関する監督管理を粗放的なレッドラインによる管理から精緻な競争分析へと転換することとなる。本文は、「独占協定禁止規定」の改正内容と注目ポイントについて分析する。

一、注目ポイントに関する考察

注目ポイント 1: 垂直的独占協定に関するセーフハーバー・ルールの定量的基準を明確にした

今回の改正において最も注目されているのは、「垂直的独占協定に関するセーフハーバー・ルール」に初めて定量的基準を明確にしたことである。垂直的独占協定とは、事業者と川上・川下の取引相手との間で達成された、競争を排除し、制限する効果のある協定、決定又はその他の協同行為を指す。具体的には、「独占禁止法」第 18 条第 1 項で定めている次に掲げる独占協定を指す。

- (一) 第三者への商品再販価格を固定すること。
- (二) 第三者への商品最低再販価格を限定すること。
- (三) 国务院独占禁止法執行機関が認定したその他の独占協定。

ここで、(一)(二)については再販価格に関する競争の制限に係るため、「垂直的価格制限協定」に分類され、他の再販価格に関する競争を直接制限しない協定は、通常「垂直的非価格制限協定」に分類される。セーフハーバー・ルールとは、事業者が法定条件に満たす場合、取引相手との垂直的独占協定を禁止しないことを指す。これは 2022 年に改正された「独占禁止法」第 18 条に新たに追加された規定(第 3 項)の重要な制度手配であり、「事業者は関連市場での市場シェアが国务院独占禁止法執行機関により定められた基準を下回り、国务院独占禁止法執行機関が定めたその他の条件を満たすことを証明することができる場合、禁止しないものとする」とされる。当該規定は具体的な適用基準が定めていないため、2025 年に改正された「規定」第 17 条はさらに当該規則を定量化し、垂直的独占協定の種類に基づいて、状況に応じた適用条件を設置した。

- **垂直的価格制限協定:** この種の協定(例えば、再販価格の固定、最低再販価格の限定)は市場競争に対する損害リスクが相対的に高く、そのセーフハーバー基準は比較的厳格で、事業者は

条件:

- (1) 经营者与交易相对人, 各自在相关市场每一年的市场份额均低于 5%;
- (2) 达成的协议所涉及商品在每一年的营业额均低于 1 亿元。

- **纵向非价格限制协议:** 即反垄断法第十八条第一款第(三)项规定的“国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议”, 如限定销售区域或独家经销协议等。相对于直接固定转售价格或限定最低转售价格的垄断协议, 此类协议对市场直接损害通常弱于价格类纵向协议, 其安全港标准相对宽松, 经营者需证明其与交易相对人, 在协议期间相关市场内, 每一年的市场份额均低于 5%, 且无营业额门槛限制。

针对市场份额, “安全港规则”采用双向限制, 即同时要求经营者及其交易相对人的市场份额均低于规定的阈值; 针对多个交易相对人的情形, “安全港规则”要求合并计算在同一相关市场的市场份额、协议所涉及的营业额。

亮点二: 明确安全港规则适用的申请与审查程序

2022 年《反垄断法》虽确立了安全港制度, 但由于缺乏实施细则, 该制度长期停留在抽象法律层面。经营者主张豁免时也不知道应提交何种材料, 执法机构也缺乏标准的核实流程。修订后的《规定》第 18 条明确了配套的程序性条款, 即经营者主张被调查的协议符合规定的, 应当向反垄断执法机构提出申请。按照该规定, 企业无法通过申请取得反垄断执法机构的“事先确认”, 只有在反垄断执法机构对纵向垄断协议启动调查、经营者申请适用安全港豁免时, 反垄断执法机构才会进行正式确认企业是否能适用安全港。其次, 在被反垄断执法机构启动调查时, 经营者主张协议适用安全港规则的, 应当向反垄断执法机构提出申请, 并提交完整的证明材料, 核心包括:

- 经营者与交易相对人达成、实施协议的具体情况;
- 交易双方的股权结构、控制权关系与相关市场经营状况;
- 协议期间每一年度各自在相关市场的市场份额、协议涉及商品的营业额数据, 及完整的计算依据;
- 其他能够证明协议符合安全港适用条件的材料。

協定期間中に同時に以下の条件を満たすことを証明する必要がある。

- (1) 事業者と取引相手は、それぞれ関連市場における年度ごとの市場シェアが 5% 未満であること。
- (2) 協定に係る商品の年度ごとの売上高が 1 億元未満であること。

- **垂直的非価格制限協定:** 即ち、独占禁止法第 18 条第 1 号第(3)項に定められた「国务院独占禁止法執行機関が認定したその他の独占協定」、例えば、販売区域限定又は独占販売協定などである。再販価格を直接固定し又は最低再販価格を限定する独占協定に対して、このような協定の市場競争に対する直接的な損害は通常、価格における垂直的協定より弱く、そのセーフハーバー基準は相対的に緩和されており、事業者は取引相手との協定期間中の関連市場における年度ごとの市場シェアが 5% 未満であることを証明する必要があるが、売上高のハードルに関する制限はない。

市場シェアに対して、「セーフハーバー・ルール」は双方向での制限を採用し、即ち、事業者とその取引相手の市場シェアが定められた閾値を下回ることを同時に要求する。複数の取引相手がいる場合には、「セーフハーバー・ルール」では、同一の関連市場における市場シェア、協定に係る売上高を合算するよう求めている。

注目ポイント 2: セーフハーバー・ルールの適用に関する申請と審査手続きを明確にした

2022 年の「独占禁止法」はセーフハーバー制度を確立したものの、実施細則が不足していたことから、当該制度は長期的に抽象的な法律の次元にとどまっていた。事業者が免除を主張する場合もどのような書類を提出すべきか分からず、法執行機関も基準的な検証プロセスに欠けていた。改正後の「規定」第 18 条は付帯的な手続きに関する条項を明確にし、調査された協定は規定に合致していると事業者が主張する場合、独占禁止法執行機関に申請しなければならないとした。当該規定によると、企業は独占禁止法執行機関の「事前確認」を申請することができず、独占禁止法執行機関が垂直的独占協定に対して調査を開始し、事業者がセーフハーバーに関する免除の適用を申請した場合にのみ、独占禁止法執行機関は企業がセーフハーバーを適用できるかどうかを正式に確認することができる。次に、独占禁止法執行機関によって調査が始動される際、事業者が協定にセーフハーバー・ルールを適用するよう主張する場合、独占禁止法執行機関に申請し、完全な証明資料を提出しなければならないが、以下のポイントが含まれる。

- 事業者と取引相手が合意し、実施する協定の具体的な状況。
- 取引双方の持分構造、支配権関係と関連市場の経営状況。
- 協定期間中各年度の関連市場におけるそれぞれの市場シェア、協定に係る商品の売上データ、および完全な計算根拠。
- セーフハーバーの適用条件を満たすことを証明できるその他の材料。

亮点三：建立实质审查机制

在反垄断实务中，单纯的量化指标（如市场份额）有时无法完全反映行为对竞争的损害。如果执法机构仅机械地执行 5% 或 15% 的红线，可能导致一些具有实质排除竞争效果的高风险行为通过量化标准逃逸。2025 年《规定》新增第 19 条第 1 款的末句及第 2 款，引入实质审查的“安全阀”：

- **实质审查优先：**明确规定“有证据证明协议具有排除、限制竞争效果的，不适用安全港规则。”这意味着安全港在法律性质上是“合法性推定”而非“绝对豁免”，若协议存在变相划分市场等行为，执法机构保留最终干预权。
- **动态纠错机制：**若经营者提供的信息不真实，或者市场事实发生重大变化（如份额短期内大幅跃升），执法机构应依法开展调查并撤销原决定。

亮点四：预留行业特殊规则空间

传统的反垄断标准难以完全适应不同行业（如医药、互联网）的差异化规律。对此，2025 年《规定》第 17 条第 4 款明确授权市场监管总局可以对特定行业、领域或特定类型协议另行规定安全港标准。这为未来针对数字经济、平台经济等复杂领域，引入以“活跃用户数”或“流量影响力”为核心的科学标准留下了制度接口，确保反垄断法律体系在超大规模市场下既有稳定性又有弹性。

二、潜在问题和应对建议

对于企业而言，虽然量化标准提供了清晰的红线，但由于市场竞争的复杂性，安全港规则的适用仍存在一定的不确定性，例如：

- **“每一年度”的达标要求：**《规定》第 17 条要求经营者证明在协议期间的每一年度均符合市场份额和营业额标准。由于市场动态变化，经营者在达成协议之初很难精准预测未来数年的走势。对于正处快速上升期的企业，其市场份额或营业额可能在协议执行期间突然“破线”，导致无法适用安全港规则。
- **相关市场的界定：**市场份额的计算前提是

注目ポイント 3：実質審査メカニズムを構築した

独占禁止実務において、単純な定量的指標（例えば、市場シェア）だけでは、競争に対する行為の損害を完全に反映できないことがある。法執行機関が 5% 又 15% のレッドラインを機械的に実行するだけだと、実質的に競争を排除する効果のあるいくつかのリスクの高い行為が定量的基準を通じて逃がしてしまう可能性がある。2025 年の「規定」では第 19 条第 1 項の末尾及び第 2 項を新たに追加し、実質審査の「セーフティバルブ」を導入した。

- **実質審査を優先：**「協定が競争を排除し、制限する効果があることを証明する証拠がある場合、セーフハーバー・ルールは適用されない」と明確に定めた。これはセーフハーバーが法的性質上「絶対免除」ではなく、「合法的推定」であることを意味し、協定に実質的な市場分割などの行為が存在する場合、法執行機関は最終介入権を有している。
- **動的な誤り訂正メカニズム：**事業者が提供した情報が真実ではない、又は市場の事実发生重大な変化が発生した（例えば、シェアが短期的に大幅に上昇した）場合、法執行機関は法に依拠して調査を行い、元の決定を取り消すことになる。

注目ポイント 4：業界固有のルールの余地を確保した

従来の独占禁止基準は、異なる業界（例えば、医薬、インターネット）の状況に応じた法則に完全に適応することは困難である。これに対して、2025 年の「規定」の第 17 条第 4 項は、市場監督管理総局に対し、特定の業界、分野又は特定の種類の協定に対して別途セーフハーバー基準を定められる権限を明確に付与している。これは将来的にデジタル経済、プラットフォーム経済などの複雑な分野に対して、「アクティブユーザー数」又は「トラフィック影響力」を核心とする科学基準を導入するために制度のインタフェースを残し、独占禁止の法律体系が超大規模市場の下で安定性と弾力性を有するよう確保した。

二、潜在的な問題と対応策

企業にとって、定量的基準は明確なレッドラインを提供するが、市場競争の複雑さのため、セーフハーバー・ルールの適用にはまだ一定の不確実性が存在している、例えば：

- **「年度ごと」の達成要件：**「規定」第 17 条では、事業者が協定期間中の年度ごとに市場シェアと売上高基準を満たしていることを証明するよう求めている。市場の動態の変化のため、事業者は協定を締結した当初、今後数年間の動きを正確に予測することは困難である。急速な上昇期にある企業では、市場シェアや売上高が協定実行中に突然レッドラインを超えて、セーフハーバー・ルールが適用されなくなる可能性がある。
- **関連市場の画定：**市場シェアの計算の前提は関

界定相关市场。相关市场界定是反垄断案件中最具争议且复杂的环节，涉及需求替代和供给替代的深度分析。例如，界定为“全国市场”还是“区域市场”，或“细分价位段产品市场”还是“通用产品市场”，会导致份额计算结果产生显著差异。

针对上述实践问题，建议企业可以采取如下应对策略：

- 对于市场份额和年度营业额可能处于快速上升期的经营者，建议尽量避免签订价格类纵向限制协议，或者避免签订长期纵向限制协议；同时，可以在协议中明确当双方市场份额/营业额临近安全港阈值时，价格限制类条款将自动暂停。
- 在签订纵向限制协议（尤其是转售价格维持协议）前，建议企业先行参考《关于相关市场界定的指南》界定相关市场，并测算自身及交易相对人的市场地位。

本次《规定》的修订与施行，标志着我国纵向垄断协议监管迈入量化清晰、程序规范、实质审慎、行业适配的精细化新阶段。安全港规则的全面落地，既为合规经营的市场主体提供了明确预期与行为边界，也通过实质审查兜底机制守住了公平竞争底线。企业应准确把握价格类与非价格类协议的差异化标准，规范申请审查流程，结合行业特性做好动态合规管理，在充分享受制度红利的同时，有效防范垄断协议法律风险，共同维护公平有序的市场竞争环境。

（作者：里兆律师事务所 郭蔚、魏奕然）

三、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- [反外国不当域外管辖与阻断外国法制裁](#)
- [《中华人民共和国生态环境法典》解读](#)
- [《商业秘密保护规定》（2026.02.24 发布，2026.06.01 实施）](#)

連市場の画定である。関連市場の画定は独占禁止案件の中で最も意見の分かれる複雑な一環であり、需要代替と供給代替に関する高度な分析に係わるものである。例えば、「全国市場」か「地域市場」か、あるいは「価格帯別に細分化された製品市場」か「汎用製品市場」かを画定することで、シェアの計算結果に顕著な差が生じる可能性がある。

上記の実務的な問題に対して、企業は以下の対応策をとるようにするとよい。

- 市場シェアと年間売上高が急速に上昇する可能性がある事業者には、価格類の垂直的制限協定又は長期の垂直的制限協定の締結を避けるのがよい。同時に、協定において双方の市場シェア/売上高がセーフハーバーの閾値に近づく際に、価格制限類条項が自動的に一時停止されるよう明確に定めておくのがよい。
- 垂直的制限協定（特に再販価格維持協定）を締結する前に、企業はまず「関連市場の画定に関するガイドライン」を参考に関連市場を画定し、自身と取引相手の市場地位を推定しておくとい。

今回の「規定」の改正と施行は、中国の垂直的独占協定に対する監督管理が定量化された明確さ、規範的な手続き、実質的な慎重さ、業界への適合性を備えた、精緻化された新しい段階に移行したことを示している。セーフハーバー・ルールの実施は、適法に経営している事業者には明確な予想と行為の境界を提供するだけでなく、実質審査の包括的メカニズムを通じて公平な競争の最低ラインを守っている。企業は価格類と非価格類協定の状況に応じた基準を正確に把握し、申請審査プロセスを規範化し、業界の特性に合わせて動的なコンプライアンス管理をしっかりと行い、制度上の利益を十分に享受すると同時に、独占協定の法的リスクを効果的に防止し、公平で秩序ある市場競争環境を共同で維持していかなければならない。

（作者：里兆法律事務所 郭蔚、魏奕然）

三、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- [外国の不当な域外管轄に対する対応及び外国による法的制裁の遮断](#)
- [《中華人民共和国生态环境法典》解説](#)
- [《營業秘密保護規定》（2026.02.24 公布、2026.06.01 実施）](#)